

## 森蘭航路活用旅行商品造成事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、森蘭航路を活用し胆振・日高地域（以下、「日胆地域」という。）を周遊する旅行商品の造成を促進するため、北海道新幹線×nittan地域戦略会議（以下「戦略会議」という。）が、旅行会社等に対して予算の範囲内で助成金を交付するうえで必要な事項を定める。

### (用語定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 胆振・日高地域

胆振地域 室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町の行政区域を指すものとする。

日高地域 日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町の行政区域を指すものとする。

(2) 旅行会社等 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行業又は旅行業者代理業を営むものをいう。

(3) 旅行商品 募集型企画旅行及び受注型企画旅行を指すものとする。

(4) 森蘭航路 渡島管内森港と胆振管内室蘭港間の海路を指すものとする。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、前条第1号に規定する旅行会社等のうち、次の各号の条件をいずれも満たす旅行商品（以下、「助成対象ツアー」という）を造成する者とする。

(1) 森蘭航路の片道以上を、戦略会議が指定する船舶運航会社の船舶を利用して航行すること。なお、森蘭航路の片道とは、森港を出発し室蘭港へ向かう場合と室蘭港を出発し森港へ向かう場合のいずれの行程も可とする。

(2) 日胆地域内に少なくとも1泊以上宿泊すること。ただし、出発地が北海道内の旅行商品等で、宿泊を伴わない場合は、日胆地域内の観光施設（飲食店、道の駅、土産物店、博物館、資料館、テーマパーク、公園、レジャー施設等）を3か所以上行程に組み込むことで助成対象として認めるものとする。

(3) 平成31年4月1日（月）から平成31年8月31日（土）までに森蘭航路クルーズを実施する旅行商品であること。

(4) 商品名に「森蘭航路」の文言が含まれていること。また、募集時に作成する媒体（自社パンフレット・ウェブ等）に「北海道新幹線×nittan地域戦略会議協賛」の文言が明記されていること。

### (助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、前条に規定する助成対象ツアーに係る経費のうち、森蘭航路クルーズ実施に係るクルーザー備船料又は助成対象ツアーの販売促進に係る広告宣伝費のいずれか一方とし、助成対象者が申請時に選択するものとする。

- 2 複数種類の助成対象ツアーを造成する場合、前項の規定による助成対象経費の選択は、助成対象者単位とし、助成対象ツアーごとの選択は不可とする。
- 3 広告宣伝費については、助成対象ツアーが不催行となった場合であっても、広告宣伝媒体の掲載・発行が確認できれば助成金を交付するものとする。

(助成金額)

第5条 助成金は、戦略会議の予算の範囲内で交付するものとし、補助率及び上限額は次の各号に定めるとおりとする。

(1) クルーザー備船料

森蘭航路クルーズ1回実施につき50,000円とする。ただし、東胆振(厚真町、安平町、むかわ町)及び日高地域(平取町、日高町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町)の宿泊施設や飲食店、観光施設(有料施設に限る)等を利用する場合は、平成30年北海道胆振東部地震復興支援に係るインセンティブとして、森蘭航路クルーズ1回実施につき70,000円を助成するものとする。

(2) 広告宣伝費

広告宣伝に係る経費の2分の1以内で、上限は200,000円とする。ただし、他の旅行商品との併記となる場合は、印刷面積等の割合に応じて金額を案分し、助成金額を算定するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、助成対象ツアーの催行予定日の1週間前までに、別記第1号様式「助成金交付申請書」に次の各号に定める書類を添えて、戦略会議に提出するものとする。

(1) 事業企画書(別記第2号様式)

(2) 募集チラシ等、ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料

(3) その他、戦略会議が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 戦略会議は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、助成金交付の適否を決定し、別記第3号様式「交付決定通知書」により申請者へ通知するものとする。

(催行決定連絡)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下、「助成事業者」という。)は、助成金交付申請書に記載した助成対象ツアーの催行が決定したときは、都度、速やかに戦略会議へ報告するものとする。

(申請の変更及び取下げ)

第9条 助成事業者は、交付申請内容に変更が生じた場合及び事業遂行が困難となり交付申

請を取り下げの場合は、別記第4号様式「交付申請変更（取下）届」を速やかに戦略会議へ提出するものとする。

2 戦略会議は、前項の申請があったときは、速やかに内容を確認し、別記第5号様式「交付申請変更（取下）承認通知書」により結果を通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、全ての助成対象ツアーが終了した日から起算して30日以内に別記第6号様式「事業実績報告書」に、次の各号に掲げる書類を添えて戦略会議へ提出するものとする。

（1）クルーザー備船料の助成を受ける場合

ア クルーザー備船料の支払いを証する書類

イ 助成対象ツアーの催行が確認できる写真等の資料

ウ 東胆振及び日高地域の飲食店や観光施設への支払いを証する書類（インセンティブの適用を受ける場合のみ添付）

エ その他、戦略会議が必要と認める書類

（2）広告宣伝費の助成を受ける場合

ア 本事業において作成した広告宣伝媒体

イ 広告宣伝媒体の支払いを証する書類

エ 助成対象ツアーの催行が確認できる写真等の資料（催行した場合のみ添付）

オ その他、戦略会議が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第11条 戦略会議は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは助成金の額を確定し、別記第7号様式「助成金交付金額確定通知書」により助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、別記第8号様式「助成金請求書」により速やかに戦略会議に助成金の交付を請求し、戦略会議は、これに基づき助成金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第13条 戦略会議は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）助成金を他の用途に使用したとき

（2）助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき

（3）偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（4）その他戦略会議が特に必要と認めるとき

2 戦略会議は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り

消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 助成事業者は、助成対象ツアーの実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、助成対象ツアー終了後5年間保管しなければならない。

(検査等)

第15条 戦略会議は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し助成対象ツアーの実施状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、戦略会議が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り（元号改正後は、新元号において対応する年とする）、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた助成対象ツアーに係る助成金の交付については、この限りでない。